



## 『名義預金は役に立つ?』

爽風をお読みの皆様、こんにちは。  
フジ相続税理士法人の高原誠です。

コロナ禍の地価への影響を鑑みて  
国税庁は路線価の減額補正を検討して  
いましたが、下げ幅が基準に満た  
なかったことから2020年1〜6  
月分の相続・贈与等においては補正  
を行わないこととなりました。もと  
もと地価の8割程度に設定されてい  
る路線価を地価が下回る状況は確認  
されなかったということですが(7  
12月分は改めての判断となります)。  
といっても地価が影響を受けてい  
ないわけではもちろんなく、昨年9  
月に発表された基準地価(7月1日  
時点の価格)により全国的な地価の

下落傾向が明らかになっています。  
現物不動産は金融商品に比べ、経済  
社会の動向がその価格に現れるまで  
時間がかかりますので、この影響は  
数年に渡って続くと思われます。  
相続で不動産を遺産分割する際は  
相続人の皆さんが納得しやすい客観  
的な価格を示す手段として、不動産  
鑑定評価が役に立ちます。よろしけ  
れば当グループにご相談ください。

### 申告漏れ多数! 名義預金とは

さて話は変わりました、今回は、  
相続ではあまりいいイメージのない  
「名義預金」について考えてみます。  
名義預金とは口座名義人と実質的な  
預金者が異なる預金をいいます。親  
が作った子名義の預金などですね。

相続税においては、名義に関わら  
ず、実質的に故人の所有と認められ  
る財産は課税財産として計上しなけ  
ればなりません。お金を出したのが  
故人で、実際に口座を管理していた  
のも故人なのであれば、真の所有者  
は故人だということになります。こ  
れは、資金拠出者、通帳や印鑑等の  
管理状況、口座が作られた経緯など

から総合的にみて判断されます。

税務調査で指摘される申告漏れ財  
産には名義預金が相当数含まれると  
みられ、申告漏れともなれば追徴課  
税に延滞税などもかかってきます。  
「何十年も前に作った口座だから時  
効が成立しているのでは…」とおつ  
しやる方も多いのですが、名義預金  
はそもそも贈与が成立していないの  
で、贈与税の時効は適用されません。

ですので、相続税申告を承った際  
にはそういった口座がないかよくよ  
く確認するのですが、それでも後か  
ら発覚することがあります。故人が  
自分の生活費の余りを少しずつ子名  
義の口座に貯めていたような場合、  
税理士が預金移動調査をしてもなか  
なか気づくことができず。また  
別の例では、故人が名義預金を元手  
に株や不動産を購入していたことが  
ありましたが、預金に限らずこれら  
もすべて名義財産と判断されます。

### 名義預金にも メリットはある?

そんなわけで、申告漏れしやすい  
要注意財産として扱われがちな名義  
預金ですが、役に立つ場面もないこ

より、遺産分割前でも一定金額まで  
なら故人の預金口座からお金を引き  
出せるようになりました。戸籍等の  
書類を揃えて金融機関に申請する必  
要があるため口座に引き出せるわけ  
ではなく、金額も一金融機関あたり  
最大150万円が上限です。

## ■名義預金&生前贈与よくある疑問

**Q. 専業主婦です。家計のやりくりの中で貯めたへそくりがあるのですが、これは私の財産でしょうか?**

専業主婦のへそくりも名義預金とみなされる可能性があります。専業主婦は収入がないはずなので、ここでは資金提供者が誰かという点に判断の主眼が置かれ、夫の稼いだお金=夫の財産とみなされるわけです。家事労働の対価は0円なのかと納得いかないかもしれませんが、ともかくへそくりが高額な場合は注意しましょう。

**Q. 贈与が名義預金と認定されないための対策は? 現金を手渡ししてもかまいませんか?**

名義預金と認定されないためには、贈与時に「贈与契約書を交わす」「贈与税申告をする」「通帳や印鑑、キャッシュカードを名義人に引き渡す」等の対策が有効です。金銭の贈与は基本的に記録の残る口座振り込みが望ましいのですが、どうしても現金で渡す場合は、贈与契約書に加えて受領書(領収書)を作成しましょう。

**Q. 小学生の孫にも贈与できるの?**

可能です。ただし、贈与は贈与者と受贈者の「あげます」「もらいます」の意思表示があってはじめて成立する法律行為なので、未成年者に贈与する場合は親権者の同意が必要となります。親権者が贈与契約書を作成しましょう。贈与税が発生する場合も親権者が代理で申告を行います。

**Q. 20代の孫に大金を贈与して、無駄遣いしないか心配。**

贈与したお金を孫が契約した生命保険の保険料にあてれば、満期を迎えるまで無駄遣いが防げます。例えば契約者を孫、贈与者である祖父を被保険者とした終身保険であれば祖父の死亡時に保険金が支払われ、孫が受け取った保険金は所得税の対象となります。保険料にあてる場合もまずは贈与契約書を締結しましょう。

子や孫名義の名義預金ということであれば、名義預金を解消してきちんと贈与するという選択肢もあります。教育資金や住宅取得等資金など用途を限ってならば一度に多額の贈与を想定した制度もありますが、本来、贈与は長期的にじっくり続けて効果を得るべき相続対策の「漢方薬」のようなもの。暦年贈与で少しずつ移していけば贈与税も抑えられますし、お子さんやお孫さんにも長く感謝されるのではないのでしょうか。相続税の節税対策の意味でも、まだ先でいいと思わず早めに取り組みしましょう!

次に生命保険(死亡保険)に加入しておく方法です。書類が揃っていれば請求後5営業日程度で保険金が支払われることが一般的で、保険会社によっては簡易的な書類で一定金額を即日支払うサービスを行っていることもあります。死亡保険金は一定額まで相続税が非課税になるので、その点でもメリットがあります。最後に家族信託です。例えば委託者・受益者を親、受託者を子とし、信託財産としたお金を子名義の口座(信託口座でない口座)に預ければ、事実上は名義預金と似た状況になります。そして、親の死亡を信託終了事由とし、その際の財産の帰属先を子と設定すれば、預金の承継先指定という遺言に代わる効果が得られます。ただしこの場合、信託口座で管理するのと違い倒産隔離機能(委託者や受託者が破産・倒産等に陥った際に信託財産が保護される機能)はありません。名義預金も相続後の出費への一つの対策となり得ますが、申告漏れや遺産分割トラブルにつながる可能性も高いものですので、安易に放置せず、よりよい方法を検討しましょう。